

令和6年度（2024年度）県内高校卒業生への情報発信事業業務委託 （補正分）公募型プロポーザル募集要領

令和6年度（2024年度）県内高校卒業生への情報発信事業業務委託（補正分）について、円滑かつ効果的に実施するため委託により実施することとしており、本業務委託業者を選定するため、公募型プロポーザルにより本業務委託業者を選定する。

1 目的

本県では、進学や就職を契機とした若年層の県外転出が多く、社会減の一因となっている。このため、県外転出者が就職や再就職を検討する際に、本県へのUターンを意識する契機となるよう、県内の高等学校を卒業後もつながりを築き、熊本の魅力や就職情報等を継続的に届ける公式LINEを運用することで、将来的なUターンの促進につなげる。

2 業務の概要

（1）業務名

令和6年度（2024年度）県内高校卒業生への情報発信事業業務委託（補正分）

（2）業務の内容

別紙「令和6年度（2024年度）県内高校卒業生への情報発信事業業務委託（補正分）仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

（3）契約期間

令和6年（2024年）9月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

（4）予算上限額

6,721,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 選定スケジュール（予定）

令和6年（2024年）7月23日（火）	募集開始
令和6年（2024年）7月29日（月）	質問書の受付期限
令和6年（2024年）7月31日（水）	参加表明書提出期限
令和6年（2024年）8月14日（水）	企画提案書提出期限
令和6年（2024年）8月19日（月）	審査会実施 （プレゼンテーション審査）
令和6年（2024年）8月下旬～	委託先決定・契約
令和6年（2024年）9月1日（日）	事業開始
令和7年（2025年）3月31日（月）まで	業務完了報告書提出

4 お問合せ及び書類提出先

熊本県 企画振興部 地域・文化振興局 地域振興課 移住定住推進班

住所：〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1

TEL：096-333-2155

E-mail：simoyama-y@pref.kumamoto.lg.jp

5 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更正手続開始の申立をされた者。
 - ウ 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中である者。
- (3) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者であること。
- (4) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (5) 熊本県暴力団排除条例（平成22年12月22日条例第52号）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) 熊本県中小企業振興基本条例（平成19年3月16日条例第39号）の基本方針に基づき、原則として熊本県内に本社、支社又は営業所等を有する者であること。
- (7) 法人格を有していること。

6 参加表明書等の提出

参加を希望される方は、参加表明書等を下記期限までに提出すること。

(1) 参加表明書提出期限

令和6年（2024年）7月31日（水）午後3時 必着

※ 消印有効ではないので注意すること

(2) 提出方法

持参、郵送又はメール

（郵送及びメールの場合は必ず事前にお電話ください）

(3) 提出書類

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 会社概要書（様式2）
- ③ 役員一覧（任意様式）
- ④ 誓約書（様式3）
- ⑤ 履歴事項全部証明書
- ⑥ 印鑑証明書
- ⑦ 納税証明書（消費税及び地方消費税の未納がないことの証明並びに熊本県税に未納がないことの証明）

※ただし、熊本県の業務委託契約等入札参加資格者名簿に登録されている者は、③、⑤、⑥、⑦の書類を省略できるものとする。

(4) 参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果については、令和6年8月2日（金）付け（予定）で書面により通知する。

なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

7 質問の受付及び回答

業務内容や企画提案書の作成に関して質問がある場合は、電子メールで送信すること。

(1) 質問の受付

- ①提出書類 質問書（様式4）
- ②提出期限 令和6年（2024年）7月29日（月）午後5時まで
- ③提出方法 電子メール
- ④提出先 「4 お問合せ及び書類提出先」に同じ

(2) 質問に対する回答

質問のあった事項についての回答は、令和6年（2024年）7月31日（水）を目途に、熊本県ホームページに掲載する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

次の①～⑤の書類を5部（正本1部、副本4部）提出すること。

- ① 企画提案書（様式5）
 - ② 業務実績調書（様式6）
- ※過去5年間の同種業務の実績を記入すること。なお、業務実績の記入

は最大5件までとし、実績がない場合は提出不要とする。

③ 業務実施体制調書（任意様式）

※配置予定担当者の氏名や業務連携フロー図等を記載すること。

提案業務の一部について再委託する場合は再委託先及びその業務を明確にすること。

④ 業務工程表（任意様式）

⑤ 事業者の取組に関する申出書（様式7）及び取組を確認できる書類

※企画提案書等の提出書類は、A4版（縦横問わず）又はA3版（横のみ）で作成すること。

（2）提出期限

令和6年（2024年）8月14日（水）午後3時 必着

※消印有効ではないので注意すること

（3）提出方法

持参、郵送又はメール

※持参の場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。

8 受託事業者の選定方法等

（1）審査会

次の日程により審査会を開催するため、プレゼンテーションを行うこと。なお、プレゼンテーションの時間、場所等詳細については、後日連絡する。

また、企画提案書提出期限以降の新たな資料の提出は認めない。

実施日：令和6年（2024年）8月19日（月）予定

(2) 審査基準

基準項目（評価のポイント）		配点	採点	
審査項目	実施方針			
	1	本業務の目的を正確に理解した企画提案内容となっているか。	10	
	業務処理体制			
	2	事業の遂行に必要な組織力、人員、技術を有しているか。	15	
	3	本事業と同様の内容の受託実績があるか。	10	
	4	事業内容の実行スケジュールは妥当なものとなっているか。	10	
	事業内容			
	5	公式LINEの管理が適切に行われるような提案となっているか。	5	
	6	本業務の目的に合致した効果的な情報発信内容が提案されているか。	10	
	7	本業務の目的に合致した効果的な各種コンテンツが提案されているか。	10	
	8	仕様書に定める以外に、独自の有効な提案がなされているか。	10	
	事業費			
	9	所要額について、適切な内容か。 ・ 予算の範囲内で、経費の内訳が明確であり、本事業を実施するため妥当なものとなっているか。	10	
	その他			
	10	①熊本県ブライト企業の認定を受けているか	2	
		②障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか	2	
		③事業活動温暖化計画書制度の対象事業者義務及び任意、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言 RE Action のいずれかの認証等、または ④森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか	4	
⑤熊本県SDGs登録制度に登録しているか		2		
合計		100		

(3) 選定方法等

- ①審査は、地域振興課内に設置する審査会において、上記審査基準に基づき審査を行い、委託候補者と次点者を決定する。
- ②参加事業者が6者以上の場合は、プレゼンテーション前に書類審査を行い、5者程度に絞り込む場合がある。
- ③参加事業者が1者の場合は、審査委員の合計得点が150点以上である場合に選定するものとする。

(4) 審査結果

審査結果については、プレゼンテーション実施日から7日以内を目途に書面で通知するとともに、契約締結後、委託業者の氏名又は名称を公表するものとする。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けられないものとする。

(5) 契約方法

委託候補者と県は、企画提案の内容を基に、業務の履行に必要な具体的な協議・調整を行い、協議等が整ったときには契約を締結する。協議等が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と協議等を行うこととする。

(6) 契約保証金

契約に際しては、熊本県会計規則第77条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

契約保証金の納入に関しては、県から納入通知書を発行するため、支払期限までに金融機関等に払い込むこと。

ただし、熊本県会計規則第78条に該当する場合、契約保証金を免除する。

9 企画提案書等の取扱い

- (1) 提出された参加表明書、企画提案書等は、添付書類も含め返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (3) 提出された参加表明書、企画提案書等は、本業務委託候補者の選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。

10 その他

- (1) 本公募型プロポーザルの参加に要する費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語又は通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 委託契約の対象経費は、事業の実施に直接必要となる経費（人件費、旅費、役務費、会議費、需用費、賃借料等）及び一般管理費とする。なお、備品購入など、受託者の財産取得となる経費は原則として認めない。

- (4) 参加表明書、企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は、当該書類を無効とし、参加資格の取消し、審査結果の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。
- (5) 参加表明手続きを行った後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退することになった場合は、辞退届を提出すること。
- (6) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づき公表することがある。
- (7) 県は委託候補者の決定後、契約締結までの間に、委託候補者が「5 参加資格」に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (8) 企画提案の内容は委託候補者を選定するためのものであり、実際の業務は、県と協議の上実施する。